

徳島県告示第三百十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二第六項の規定により、令和三年四月一日次に掲げる者を自動車税の種別割（インターネットを利用して納付するものに限る。）の指定代理納付者として指定したので、徳島県会計規則（昭和三十九年徳島県規則第二十三号）第十八条の五第一項の規定により告示する。

令和三年五月十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名 称	主たる事務所の所在地	歳入を納付させる期間
ユーシーカード株式会社	五 東京都千代田区内幸町一丁目一	令和三年四月一日から 令和四年三月三十一日まで
株式会社ジェーシービー	同 港区南青山五丁目一 一三二	同